

## 平成26年度 市民委員会資料①

所管事務の調査（報告）

川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」について

資料1 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料2 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」概要

資料3 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」施策体系図

資料4 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」

市民・こども局

（平成27年3月11日）

## 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」(案)に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

### 1 概要

本市では、平成19年2月に「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。現行計画策定から7年余が経過し、人権を取り巻く状況も変化している中、平成27年3月で計画期間が終了することから、計画の改定(案)をとりまとめ、意見を募集しました。

その結果、148通(意見総数240件)の意見をいただき、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」(案)について
意見の募集	平成26年11月25日(火)から 平成26年12月25日(木)まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 各区役所市政資料コーナー</li> <li>・ 支所</li> <li>・ かわさき情報プラザ(市役所第3庁舎2階)</li> <li>・ 市民・こども局人権・男女共同参画室</li> <li>・ 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数(意見数)		148通(240件)
(内訳)	電子メール	136通(195件)
	ファクシミリ	10通(40件)
	郵送	2通(5件)
	持参	0通(0件)

### 4 意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた意見については、計画(案)の趣旨に沿った意見、今後の施策・事業の推進にあたり参考としていく意見のほか、意見内容を反映したほう

が計画（案）の内容がわかりやすくなる意見があったことから、川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」については、一部に意見を反映して策定します。

### 【意見に対する対応区分】

- A：意見を踏まえ、計画に反映させたもの
- B：意見の趣旨が計画（案）に沿った意見であり、意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：計画（案）に関する質問・要望の意見であり、計画（案）の内容を説明するもの
- E：その他

### 【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画（案）全般に関すること		2				2
(2) 第1部 基本的な考え方に関すること	1	5	2			8
(3) 第2部1 人権教育の推進に関すること		6	6 2	1		6 9
(4) 第2部2 人権意識の普及に関すること	3 0	3				3 3
(5) 第2部3 人権研修の充実・推進に関すること	1	3				4
(6) 第2部4 相談・救済、自立支援の充実に関すること		3	3	3 7		4 3
(7) 第2部5 連携協働による取組の推進に関すること		3	5 9			6 2
(8) 第3部 分野別施策に関すること	4	5	1	6		1 6
(9) 第4部 計画の推進に関すること		3				3
合計	3 6	3 3	1 2 7	4 4	0	2 4 0

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な意見の内容と市の考え方

### (1) 計画(案)全般に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	川崎市のみならず日本という国の人権意識が、国連からの勧告もあるように、世界の中で憂慮されている。先進国として、その中の地方行政、市民としての人権規範を我々は試されているという自覚が必要。	本計画に掲げる「国際的な視点に立った人権意識の形成」という基本理念に基づき、今後も人権施策を総合的に推進してまいります。	B
2	積極的な施策として人権を尊重し、差別をなくしていくための川崎市の立場を市民に明確に示すために、人権基本条例、人権宣言などを考えたらどうでしょうか。	本計画の改定にあたり、本市が人権施策を率先して推進していくという姿勢をアピールするため、「人権かわさきイニシアチブ」というメインタイトルを掲げるとともに、本市の人権施策に対する基本的な姿勢を市民の皆さんにわかりやすく示すため前文を導入しました。今後も他自治体の取組状況などを情報収集しながら、人権施策を推進してまいります。	B

(2) 第1部 基本的な考え方に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
3	<p>人種差別撤廃委員会などからヘイトスピーチ・デモや朝鮮学校への補助金打ち切りについて勧告が出されている事に触れていない。他の国連からの人権勧告も積極的に反映していく必要がある。</p>	<p>本計画に掲げる「国際的な視点に立った人権意識の形成」という基本理念に基づき、国際人権規約をはじめとする国際人権諸条約の基準に沿った人権保障を見据えながら、着実に人権施策を推進しております。今後も国連等の取組に関する情報を収集しながら、本市の人権施策へ反映してまいります。</p>	B
4	<p>基本的な捉え方の中で、こどもの貧困対策の課題を組み込むべきではないか。</p>	<p>国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である」と規定されています。</p> <p>本市においても、人権施策をより一層推進していく一環として、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、各部局間の連携のあり方と取組の充実について検討を進めてまいります。</p>	C
5	<p>深刻化するこどもの人権状況をもたらす地域生活を挙げないわけにはいかない。関係法令に貧困対策法関連のものがのせられるべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「主な人権関係法」に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「子ども・子育て支援法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を記載いたしました。</p>	A
6	<p>差別の是正施策を減らさない。ここ数年で減らしたようであれば元に戻す。</p>	<p>本計画の「これまでの取組」において記載したように、現行計画策定後も犯罪被害者支援相談窓口や性同一性障害者相談窓口の設置、川崎市子どもを虐待から守る条例や川崎市自殺対策の推進に関する条例、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定などを進めてまいりました。今後も本計</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		画に基づき、総合的に人権施策を推進してまいります。	
7	今求められるのは、定住外国人支援の旗であり、地域市民として迎え、社会的に包摂する施策を充実させること。基本的な状況認識の中に、川崎南部を中心に居住する定住外国人の孤立と貧困の対策強化につながる状況認識を位置づけるべき。	本計画の「今後の課題」において記載したように、貧困に関わる人権問題に対する取組が必要となっております。今後も国や他自治体の取組などを情報収集しながら、本市の人権施策のあり方を検討してまいります。	C
8	全ての人々が平等に安心して暮らせる政策をお願いします。	本計画に掲げる「平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進」という基本理念に基づき、今後も人権施策を総合的に推進してまいります。	B
9	差別の被害を救済する施設、しくみの弱さ（差別の被害を受けた人に対するメンタルケアへの言及が皆無に近い等）。	本計画に掲げる「人権擁護の推進」をはじめとする「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、人権侵害を受けた人が本来持つ権利を認識し、問題の解決に立ち向かう力をもてるようにエンパワメントの視点から支援するとともに、問題を解決し自立して社会生活を営むことができるようにするなど、いわゆる「社会的包摂」の視点から自立支援を強化してまいります。	B
10	人権政策の強化をお願いします。差別は許せません！	本計画に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、今後も人権施策を総合的に推進してまいります。	B

(3) 第2部1 人権教育の推進に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1 1	人権教育の推進の中に、基本的に男女が平等であり性別による役割分担をすべきでないという視点を明記してほしい。	本計画に掲げる「平等を前提として互いの違いを認め合える人権尊重教育」に基づき、今後も固定的な性別役割分担意識の解消に向けて取組を推進してまいります。	B
1 2	幼少期からの人権教育をますます推進してほしい。	幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると認識しており、引き続き幼稚園教育要領や保育所保育指針等に則った教育・保育を推進してまいります。	C
1 3	ヘイトスピーチなどに対抗するためには子供たちへの啓蒙と交流活動が不可欠。人と人は互いに知らないから壁を作る。知り合うことが差別を排除する。(2件)	教育委員会では、外国の文化で育った子どもたちも、日本の子どもたちも含め、全ての子どもたちが異なる国の文化を理解し尊重する態度を育てていくことをねらいとして、外国人市民の講師を学校に派遣し、民族文化の紹介や、子どもたちと交流を行う「民族文化講師ふれあい事業」を行っております。今後も多文化共生社会をめざし、この事業を推進してまいります。	B
1 4	異なった価値観や美意識に触れることにより世界を広げる芸術教育も、広い意味での人権教育ととらえ積極的な取組を。	異なった価値観や美意識に触れ、より世界を広げる教育につきましては、これまでも芸術教科等においても、学習指導要領に基づいて適正に進めてまいりました。 例えば、音楽科の学習指導要領においては、音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解するとともに、日本や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解すること等が定められております。 今後も人権教育を全ての教育の基盤とするとともに、すべての子どもが	B

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		様々な文化を尊重し、理解を深めるための教育を推進してまいります。	
15	<p>朝鮮学校への補助金支給を早期に再開してください。昨年度から支給を停止している、市内2校の朝鮮学校への補助金再開を要望します。</p> <p>朝鮮学校に通学する児童・生徒は川崎で生まれ育ち、私たちと共に暮らす市民です。朝鮮学校での民族教育修了後は、川崎市・神奈川県をはじめとした国内の学校に進学し、国内企業に就職するわが国の構成員です。</p> <p>国籍・民族・言語等の違いを豊かさとして活かし、多文化共生を目指す川崎市の人権政策の観点からも、また「川崎市子どもの権利に関する条例16条」においても補助金不交付は不適切です。</p> <p>国際情勢に起因する神奈川県の政策決定に従うばかりでなく、川崎市独自の判断で民族教育の支援を行うよう要望します。(59件)</p>	<p>朝鮮学校への補助金については、神奈川県が平成25年度の朝鮮学校経常費補助金の予算計上を見送ったことを踏まえ、これまで県を補完する立場で補助してきた当該補助金を廃止したところです。</p> <p>また、平成26年度から、市内の外国人学校における児童等の健康・安全を確保するための事業に要する経費の一部を補助することにより、児童等の健全なる育成に資することを目的とする「川崎市外国人学校児童等健康・安全事業補助金」及び市内の外国人学校における公立学校等の児童等との文化的・体育的交流事業に要する経費の一部を補助することにより、文化等の相互理解及び地域交流を促進することを目的とする「川崎市外国人学校児童等多文化共生・地域交流事業補助金」により、市内外国人学校へ通学する児童への補助制度を創設いたしました。</p>	C
16	<p>学校教育に日本語指導の視点はあがるが、保護者面談、家庭訪問など、日本語の読み書きができない保護者との連携に通訳システムが必要。</p>	<p>学校教育における通訳システムの必要性については認識しており、現在の日本語指導等協力者にも、場合によっては保護者との連絡として通訳的な内容を行っていただくなどしております。保護者の通訳は言語のみならず各制度の専門的な知識、能力も求められるため、現行制度の拡充は、慎重に検討してまいります。</p>	C
17	<p>意見表明・参加がしにくい人への支援として、様々な市の施策や行事、研修の際に保育の配慮をすること。</p>	<p>本計画に掲げる「あらゆる施策への人権尊重の視点の反映」という基本理念に基づき、市が主催する行事や研修</p>	B



No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		では、参加者のニーズに応じて保育や手話通訳、要約筆記などを行っており、今後もすべての人が市の施策に参加することができるように進めてまいります。	
18	保健師が外国につながる親の子育てを公的保育につなげるまで役割を持ち、日本社会の子育てルールがわからない外国人保護者の保育の優先順位をきちんと引き上げて対処することが必要。	各区役所児童家庭課では、保健師、社会福祉士、保育士等の多職種の専門性を活用した子育て支援を実施しており、その中で外国籍の保護者の方への支援を実施しているところです。 保育所等の入所については、個々の児童の保育を必要とする度合いを利用調整基準に定め、基準に則り利用調整を行っているところです。保育を必要とする度合いについては、外国籍であることから、より保育を必要とすることとはならないため、現状では国籍で差異をつける扱いはしていません。	D
19	多文化保育指針を定め、日本人保護者との仲間作りと文化交流を推進し、外国人保護者の社会参加を促進させ、同じ学校に行く日本人の保護者と仲良しになる。これだけで、外国人保護者の困り感は大きく改善する。	川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、保育所等の入所児童については、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めているところです。 日本人保護者との仲間作りについても、保護者会への加入の声掛けや、クラス懇談会への参加や自己紹介等の機会を増やす等の配慮をしているところです。	B

(4) 第2部2 人権意識の普及に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
20	子どもたちの親の世代に対して人権意識向上に資する研修等を。	本計画では「人権意識の普及」を掲げ、市民や事業者等を対象に人権意識の普及活動を進めており、家庭教育の支援や人権学習などの社会教育等により、子どもの権利や様々な人権についての学習等を推進してまいります。	B
21	差別団体のデモに関する川崎市の対応はまだ不十分である。市としてより一層の取組強化を。(27件)	本計画では、「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき人権意識の普及に取り組んでおり、ヘイトスピーチを「今後の課題」において記載しているところですが、本市の姿勢をより明確に示すため、御意見を踏まえて「あらゆる差別の撤廃に向けて、差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われることがないよう、広報・普及の充実を図る。」と記載いたしました。	A
22	ヘイトスピーチ問題も加えてくださるようお願い致します。		
23	ヘイトスピーチは絶対に許さないという人権第一の政策を。		
24	外国系住民と共生する社会づくりのためには、受け入れる側の住民への教育が必要。彼らにだけ適応を求めるのではなく、受け入れる側の意識作りこそが、共生社会実現のための大きな鍵。	本計画に掲げる「市民への人権意識の普及」に基づき、今後も様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、市民一人ひとりが、互いの人権を尊重できるように効果的な広報や普及活動を充実してまいります。	B
25	「ホームレスへの偏見を高めることがないよう、」⇒「偏見を高める」といった表現に奇異を感じる。なぜなら「偏見」を肯定していると受け止められかねないからである。	御意見を踏まえ、「ホームレスに対する偏見や差別的意識が解消されるよう、」に変更いたしました。	A
26	市民が人権について学べる場、学校教育などに役立つ場として人権資料館などの設立を検討すること。	本計画の「事業者、団体等による人権学習・研修への支援」において記載したように、人権関連DVD・ビデオ・書籍等の貸出等を行っております。また、川崎市平和館には「さまざまな暴力」など人権に関する常設展示を行っ	B

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		ております。今後も効果的な人権教育・人権学習を推進してまいります。	

(5) 第2部3 人権研修の充実・推進に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
27	教育現場等、子どもたちと触れ合う立場にいる職員への人権教育・人権研修を一段と手厚くすること。	本計画の施策の方向3「人権研修の充実・推進」に掲げる「教職員の豊かな人権感覚の育成」に基づき、今後も教職員に豊かな人権感覚や専門技術等を身につける研修等を充実してまいります。	B
28	教職員の教育の中であらわれる「隠れたカリキュラム」(学級委員長は男で副が女とか、女の子だから～と言うこと)にも配慮した研修をすること。	「隠れたカリキュラム」については、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議が示す『人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]』(平成20年)においても記されており、学校教育における人権教育を醸成していく上で、とても重要であると認識しております。 これに基づき人権尊重教育推進担当者研修等の研修を実施しております。 今後も男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育を含めた、幅広い人権尊重教育の醸成のために教職員の研修を充実してまいります。	B
29	人権研修の充実・推進の中に、DVやハラスメントのみではなく、基本的に男女が平等であり、性別による役割分担をするべきではない、という視点を明記してほしい。	学校教育においては、男女平等観に基づいた一人ひとりの個性を大切にする教育を、人権尊重教育の一環として推進しております。それらを充実させる上でも、男女平等観に基づいた意識の向上をめざす内容を含めた教職員研修を今後も実施してまいります。	B
30	専門分野に「医療」が抜けているのではないかと。患者と直接ふれあう看護師等医療従事者への人権研修は必須	患者と直接触れ合う看護職員の人権教育の一環として、新規採用看護職員研修で人権研修を継続的に実施し	A

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	である。	ておりますが、御意見を踏まえ、「新規採用看護職員研修等で人権研修を実施する。」と位置付けました。	

(6) 第2部4 相談・救済、自立支援の充実に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
3 1	民族、人種、性別等により差別を受けたと思われる方々が申し出ることができる部署を作ることが重要。多言語対応のカウンセラー、法曹関係者、市民等によって構成されることが望ましい。	本計画に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、「相談・救済体制の強化」において記載したように、人権擁護委員が人権相談を実施しているほか、(公財)川崎市国際交流協会が多言語による相談を実施し、また川崎市男女共同参画センターが女性総合相談事業を実施しているところです。なお、東京法務局は英語、中国語、ドイツ語による「外国人のための人権相談所」を設置しております。	D
3 2	差別に関する相談窓口を新設し、安心して利用できる窓口としての存在を広報する。		
3 3	韓国・朝鮮人と中国人に対する悪意に満ちたチラシが個人宅に配られた。子どもへの影響を考え救済してもらえる所がどこにあるかわかるように。	本計画に掲げる「相談・救済、自立支援の充実」に基づき、相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、法務局や人権擁護委員と連携して人権相談を実施しております。今後も広報を充実してまいります。	B
3 4	障害者差別解消条例の制定を追加する。(2件)	障害者差別解消条例につきましては、障害者差別解消法では必置でございません。条例制定につきましては、その効果や他都市の動向を踏まえ、今後検討してまいります。	C
3 5	ヘイトスピーチ問題に関心があります。川崎市では数多くの人種差別デモが繰り返し行われています。他の地域に比べ警察の対応も良く市としても努力されている傾向にありますが、まだまだ改善の余地があると思って	本計画に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、ヘイトスピーチは許されるものではないと考えております。 地方自治法第244条第2項では、「普通地方公共団体は、正当な理由が	D

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	<p>います。市独自の反ヘイトスピーチ条例を作る。市職員がヘイトデモに同行しその場で注意・勧告する、従わない場合は、条例に基づき後日現場責任者に罰金等の罰則を与える。これらの対策でかなり抑制されるはずです。</p> <p>(31件)</p>	<p>ない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」と定めており、また、デモについては、県公安委員会の「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づき許可され、公園使用については川崎市都市公園条例に基づき許可されるものであり、条例に抵触するような違反行為等がない限り、現行では不許可とすることはできません。</p> <p>一方、憲法の保障する集会、結社、表現の自由との関係から、何をもってヘイトスピーチとするのか、自治体がヘイトスピーチとして特定してよいのかなど、自治体が取組む場合に難しい側面があると考えております。</p> <p>ヘイトスピーチの規制については、国の検討状況など情報収集してまいります。</p>	
36	<p>ヘイトデモの主催者に公園使用を許可しないようにして頂きたい。ヘイトデモがあるたび、大変不愉快に感じている。ヘイトデモの開催を川崎市が許可することは、これまで川崎にお住まいの外国籍の方々はもちろん、近年増えてきたIT業界のインド系の方々とそのご家族にも大変失礼。外国人が怯えることなく、安心して暮らせる川崎にしてほしい。(2件)</p>	<p>一方、憲法の保障する集会、結社、表現の自由との関係から、何をもってヘイトスピーチとするのか、自治体がヘイトスピーチとして特定してよいのかなど、自治体が取組む場合に難しい側面があると考えております。</p> <p>ヘイトスピーチの規制については、国の検討状況など情報収集してまいります。</p>	
37	<p>貧困問題が子どもの人権格差を招いている。トワイライト児童ディサービス、夜の児童館などの取り組みが制度化される必要がある。</p>	<p>国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である」と規定されています。</p> <p>本市においても、人権施策のより一層の推進の一環として、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、各部局間の連携のあり方と取組の充実について検討を進めてまいります。</p>	C
38	<p>保育園在園児童の保育要件管理が厳しくなっている。非正規労働者に雇用契約の確認ではなく勤務実態の確認がされるようになった。病気などで</p>	<p>保育を必要とする要件については、就労の場合は以前から実働時間(時間外労働を除く)によって確認しています。</p>	D

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	月16日に満たない人たちを退園に追い込むような状況が起きている。未就学児がいて休むことなく仕事ができるのか。助けてくれる人が周りにいないから仕事を休まざるを得ない保護者を救うシステムを考えて欲しい。	実働時間(勤務実態)が月15日以下になった方について、すぐに退園ということではなく、6か月のうちの5か月以上について、不足している御家庭については、記入されている6か月以前の就労状況を伺い、それでも1回も基準を満たしていない場合には、今後についての対応を保護者の方と区役所職員が一緒になって考え、支援しているのが実態ですので、御理解いただきますようお願いいたします。	
39	日本の社会発展に力を尽くした定住外国人が高齢期を迎え、豊かな老いの保障を行うことは、多文化社会のモラル。外国人が高齢期になった時の年金・所得補償を検討しなければ。	国民年金制度は昭和57年に国籍要件が撤廃されていますので、受給資格を得るために必要な期間、保険料を納めていただければ、年金を受給することができます。 また、本市では、国籍要件の撤廃以前に保険料を納めることができなかつたために年金を受給できないなど、制度的に無年金になってしまう方に対する救済措置を講じるよう、他の政令市とともに国に要望しております。	B
40	オーバーステイの子どもが、安心して医療機関にかかれるよう医療保険をカバーするシステムを作してほしい。ケガや病気ですぐ病院にかかれないのは、重大な人権状況。	川崎市子どもの権利に関する条例は第10条第5項で適切な医療についての権利を定めております。 しかし、国は在留資格のない外国人を国民健康保険の対象外としており、また本市の各種医療助成制度は保険に加入していることを前提としていることから、自治体が取組む場合に難しい側面があると考えております。 今後本計画に掲げる「あらゆる施策への人権尊重の視点の反映」という基本理念に基づき、国や他自治体の検討状況など情報収集してまいります。	D
41	知的障がい者の余暇支援のシステ	卒業後の夕方の余暇活動支援につ	B

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	ムが不十分。重い障がいのある青年たちは、タイムケア事業などで保障されていたのに、卒業後は在宅生活が困難になる現状も、人権の課題として扱われるべき。	いては、通所施設の延長利用や日中一時支援（一時預かり）などのサービスがありますが、ニーズに対してサービス量が不足している状況があると認識しています。今後も引き続き事業者に働きかけてまいります。	

(7) 第2部5 連携協働による取組に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
4 2	差別に関する調査を行う。	本計画に掲げる「市民の参加の促進」に基づき、今後も「人権に関する市民意識調査」を5年ごとに実施してまいります。	B
4 3	外国人市民に通訳・翻訳ボランティアとして社会活動を担っていただいている。すべての人がすごしやすい地域社会を作るために「あなたの力が必要です」というメッセージが必要。外国人市民に対して社会に積極参加し、共生の一方の担い手として活躍を求めらるならば、「わかることを保障する」翻訳・通訳システムの充実が求められる。	本計画の「市民の参加の促進」において、人権施策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階への市民参加が促進されるよう条件の整備に努めてまいります。川崎区内の子ども支援関係機関では川崎区通訳及び翻訳バンク事業として外国人市民の翻訳・通訳ボランティアが活動していますが、今後他自治体の取組に関する情報を収集しながら、翻訳・通訳システムのあり方を検討してまいります。	C
4 4	多様性を寛容し理解し相互に支える、様々な分野で活動しているコミュニティを発掘し後押しするような施策の展開に期待したい。	本計画に掲げる「平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進」という基本理念に基づき、各種セミナーや相談窓口等での情報提供・発信などを通じ、地域で活動するボランティア、NPO等の支援に引き続き取り組んでまいります。	B
4 5	ヘイトスピーチに対する危機意識共有と対策強化を行ってください。差別デモに伴う傷害事件（ヘイトクライム）も発生しており、放置すれば多数の外国系市民が生活する川崎市で不	本計画の「連携協働による取組の推進」において、関係団体・関係機関とネットワークを強化し、連携協働して人権教育、人権意識の普及、相談・救済、自立支援を効果的に推進しており	C

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	測の事態を招く恐れがあります。 ヘイトスピーチ根絶に向けた取り組み（例）：川崎市長による「ヘイトスピーチを許さない」という声明の発表、ヘイトスピーチ問題にかかわる外国系市民および市民グループなど各団体との連絡を密にすること、そのための相談窓口を新設する、あるいは既存窓口の拡充・強化を図ること、ヘイトスピーチ根絶に向けて、警察等関連行政機関や他府県、他市町村との連携を緊密にして、各種取組事例を参考にした施策推進を行うこと。（５８件）	ます。今後も基本理念に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」に基づき、他自治体の取組に関する情報を収集しながら、市として可能な具体的な取組について検討してまいります。	
46	LGBT（女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシュアル）、性転換者・異性装同性愛者（トランスジェンダー）の頭文字をとった表現）への理解を深めていくための活動への後押しも大切。	本計画に掲げる「平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進」という基本理念に基づき、性の多様性について理解を深めるための普及啓発活動を推進してまいります。	B

### （８）第３部 分野別施策に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
47	高齢者が安心して暮らせるまちづくりの中にも、バリアフリーのまちづくりの視点を入れること。	御意見を踏まえ、「市営住宅の建替え等に伴うユニバーサルデザイン仕様への変更」と「住宅のバリアフリー化等環境整備の支援」を記載いたしました。	A
48	同和問題はまだまだなくなっておらず、結婚や就職における差別は深刻である。	本計画に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、関係者の個別のニーズに応じて一般施策を実施するとともに、同和問題への正しい理解を図るために、人権教育や人権意識の普及を行い、市民や人権に関わる団体等と連携し協力し合いながら、問題の解決に向けて	B



No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		取り組んでまいります。	
49	「同和問題」は、「部落差別」として呼称も含めて明確に位置づけること。	「同和」という言葉は、「融和運動」と呼ばれる戦前の同和問題に対する取組の中で「同胞融和」「同胞一和」といった標語が掲げられ、さらに昭和44年の同和对策事業特別措置法の制定など行政上の用語として定着したものです。本市も「同和問題」として取り組んでいるところです。	D
50	現在国も神奈川県も「心理的差別」という用語は使っていないので検討が必要。	昭和40年の同和对策審議会答申は、同和地区への差別には「心理的差別」（差別的な言葉や態度で相手を蔑んだり、偏見や先入観から結婚や交際を避けるなど）と「実態的差別」（就業の不安定や住宅、道路等の環境整備の立ち遅れなど）に分類できるとし、2つの面からの差別が相互に作用し合って、より一層差別を広げる悪循環を繰り返していることを指摘しました。御意見を踏まえ、より具体的な表現となるように「偏見や差別意識」に変更いたしました。	A
51	同和問題は、基本的に解決している。人権教育は同和教育ではないので「同和問題に対する偏見や差別意識を解決し、早期解決を目指して」は削除し「同和問題解決の経過と現状を正しく理解して」にする。	川崎市では「人権教育のための国連10年」「人権教育・啓発の基本計画」で示されるように、同和教育を人権教育の中に位置付け、同和教育で培われてきた人権尊重の精神を深めていこうとしています。お互いの人権を認め合い、あらゆる差別を許さないという精神を一人ひとりの子どもたちに培っていくという視点で、人権教育を進めてまいります。	D
52	インターネット上での同和問題に付随する問題は、同和問題ではなく表現の問題。同和問題に結び付けようとするのは誤り。	本計画の「同和問題への取組」において、関係者の個別のニーズに応じて一般施策を実施するとともに、同和問題への正しい理解を図るため、人権教	D

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
5 3	「差別や偏見がない地域社会を実現するため」はカットした方が未来志向で良い。30年以上前と同じ事を言っているのでは川崎市の対応の努力は、なんだったのか。	育や人権意識の普及を行い、市民や人権に関わる団体等と連携し協力しながら、問題の解決に向けて取り組むこととしております。今後も関係団体・関係機関と連携しながら取り組んでまいります。	
5 4	「同和問題に係る差別」は、同和問題ではなく同和問題に付随した別の問題。「同和問題に係る差別は依然として解消されておらず、また、インターネット上での新たな問題も生じているため」は「同和問題の」とすることがよい。		
5 5	「同和問題に関わる人権問題(インターネット上の差別書き込みや差別文書など)の解消を図るため」はカットし「人権尊重の地域社会を実現していくために」とする。		
5 6	部落、結婚や就職差別、DV、ストーカー被害につながる身元調査を防止するために「本人通知制度」の早期導入を明記すること。	住民票の写しや戸籍謄本等が本人以外の第三者に不正に取得された場合に、その事実を通知することにより、本人の権利及び利益を保護し、不正取得の抑止を目的とした「本人通知制度」を平成27年1月15日から実施いたしました。	B
5 7	外国人で住民登録をしたものに市の多文化関連行事への参加を促すメール等が送付されるような仕組みを作ることも検討されるべき。	本計画の「外国人市民の人権施策の充実」において記載したように、外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、施策の充実や環境整備に努めております。今後も他自治体の取組などを情報収集しながら、外国人市民への情報提供のあり方を検討してまいります。	C
5 8	「アクセシビリティ」は一般に用いられている言葉ではないため( )書きで補記するか、注釈を加えてはどう	御意見を踏まえ、「年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる	A

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	か。	こと。」と注を記載いたしました。	
59	拉致問題は人権そのものだが、全く関係のない在日韓国・朝鮮人が犯罪者として見られ、差別を受けている。差別をしないよう記載する必要がある。	本計画に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、拉致問題への関心と理解を深めるための支援をしているところですが、在日韓国・朝鮮人に対する差別事象に対しては、関係団体・関係機関と連携しながら相談・救済体制を充実してまいります。	B
60	性的マイノリティの人権について案に入っていたのは素晴らしい。現在どこの自治体も非常に立ち後れている分野。積極的な取り組みを期待する。	本計画に掲げる「性的マイノリティの人々の人権」に基づき、総合的に人権施策を推進してまいります。	B
61	「2 性別違和のある児童生徒が」に「性別違和」という言葉が使われているが、一般的に聞き慣れない。「自分の性別に違和感を感じている児童生徒が」といった平易な表現を検討しては。	児童生徒等の若年層の発達段階においては、性同一性障害等の定義や診断が未確定の場合も多分にあるという趣旨を踏まえ「性別違和」という表記となりました。御意見を踏まえ、「自分の性別に違和感を感じている児童生徒」という表記に変更いたします。	A
62	ヘイトについては、民族マイノリティのみでなく、性的マイノリティについても取り組んでほしい。	本計画に掲げる「平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進」と「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、関係団体・関係機関と連携しながら、迅速・的確な支援を進めております。今後も基本理念に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」に基づき、他自治体の取組に関する情報を収集しながら、相談・救済のあり方を検討してまいります。	B

(9) 第4部 計画の推進に関すること

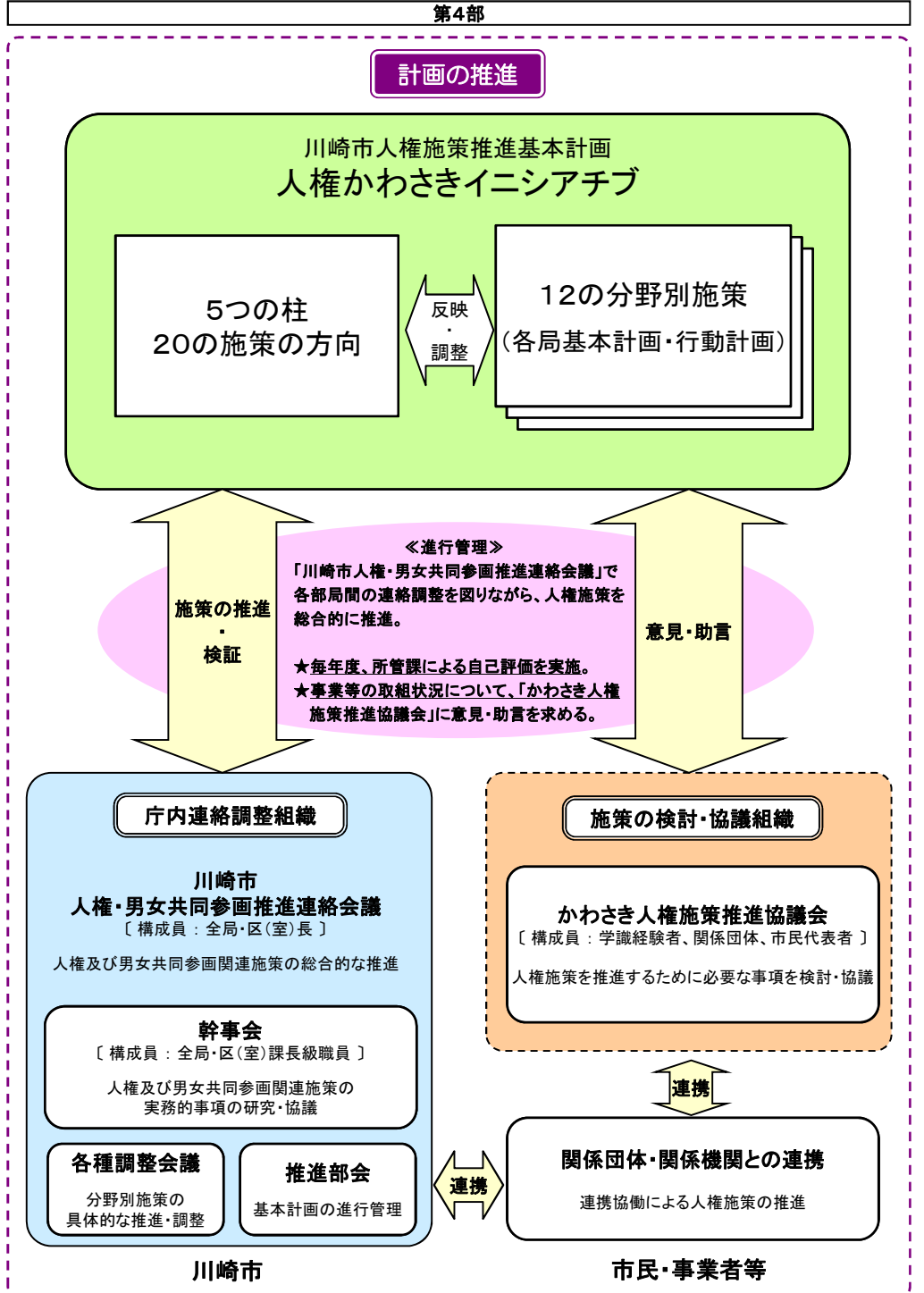
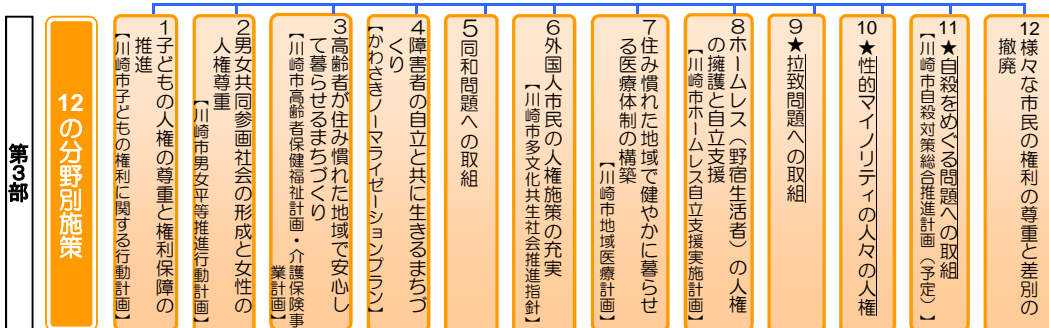
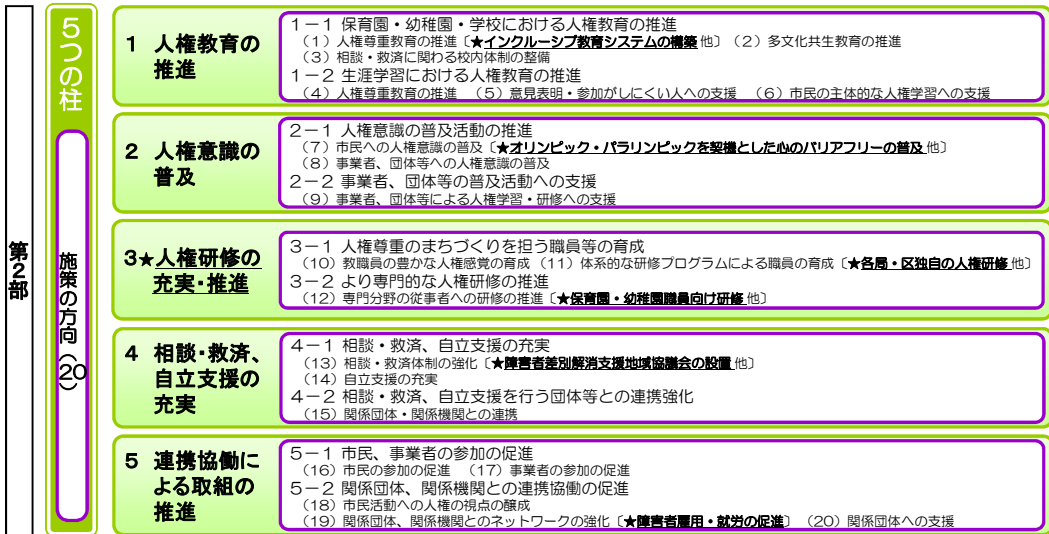
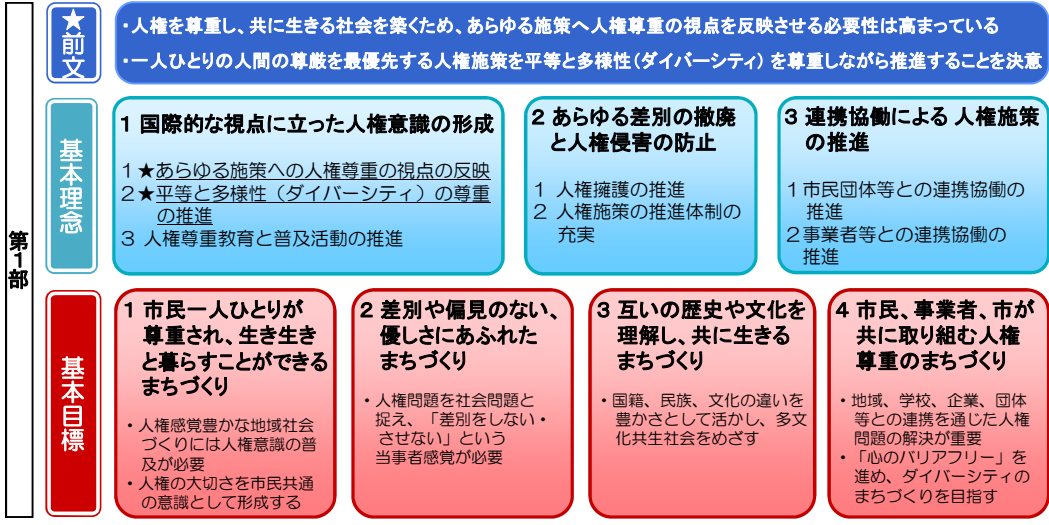
No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
63	<p>差別は意識の問題のみならず実態であり、子育て、障がい、高齢、貧困、住民サービス、医療、あらゆる生活領域においても、外国人住民の課題が関係してくる。あらゆる施策担当課に、外国人住民も適切に視野に入れる意識改革を求める。</p>	<p>本計画は横断的な計画となっており、全局（室）区長で構成する「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を設置し、人権に関わる諸施策について全庁的な連携・調整を行っております。今後も「あらゆる施策への人権尊重の視点の反映」及び「平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進」という基本理念に基づき、総合的に人権施策を推進してまいります。</p>	B
64	<p>定期的に施策の進行状況をホームページに掲載し、一般閲覧できたらうれしい。</p>	<p>本計画に掲げる「進行管理」に基づき、計画に基づく事業等の取組状況について、毎年度、所管課による自己評価を実施し、進捗状況を把握するとともに、「かわさき人権施策推進協議会」に意見・助言を求め、結果を公表してまいります。</p>	B
65	<p>国際人権と川崎市の人権施策の現状について調査、分析し、人権施策を具体化すること。</p>	<p>本計画に掲げる「国際的な視点に立った人権意識の形成」という基本理念に基づき、国際人権規約をはじめとする国際人権諸条約の基準に沿った人権保障を見据えながら、着実に人権施策を推進してまいります。また、計画に基づく事業等の取組状況について、毎年度、所管課による自己評価を実施し、進捗状況を把握するとともに、「かわさき人権施策推進協議会」に意見・助言を求め、計画の進行管理を進めてまいります。</p>	B

## 6 修正箇所対照表

意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前																										
No.5	P.4	<p>表「主な人権関係法」中</p> <table border="1"> <tr> <td>児童福祉法</td> <td>昭和22 (1947)</td> </tr> <tr> <td><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u></td> <td><u>昭和39 (1964)</u></td> </tr> <tr> <td>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律</td> <td>平成11 (1999)</td> </tr> <tr> <td>児童虐待の防止に関する法律</td> <td>平成12 (2000)</td> </tr> <tr> <td>子ども・若者育成支援推進法</td> <td>平成21 (2009)</td> </tr> <tr> <td><u>子ども・子育て支援法</u></td> <td><u>平成24 (2012)</u></td> </tr> <tr> <td><u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u></td> <td><u>平成25 (2013)</u></td> </tr> <tr> <td>いじめ防止対策推進法</td> <td>平成25 (2013)</td> </tr> </table>	児童福祉法	昭和22 (1947)	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>	<u>昭和39 (1964)</u>	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11 (1999)	児童虐待の防止に関する法律	平成12 (2000)	子ども・若者育成支援推進法	平成21 (2009)	<u>子ども・子育て支援法</u>	<u>平成24 (2012)</u>	<u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>	<u>平成25 (2013)</u>	いじめ防止対策推進法	平成25 (2013)	<p>表「主な人権関係法」中</p> <table border="1"> <tr> <td>児童福祉法</td> <td>昭和22 (1947)</td> </tr> <tr> <td>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律</td> <td>平成11 (1999)</td> </tr> <tr> <td>児童虐待の防止に関する法律</td> <td>平成12 (2000)</td> </tr> <tr> <td>子ども・若者育成支援推進法</td> <td>平成21 (2009)</td> </tr> <tr> <td>いじめ防止対策推進法</td> <td>平成25 (2013)</td> </tr> </table>	児童福祉法	昭和22 (1947)	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11 (1999)	児童虐待の防止に関する法律	平成12 (2000)	子ども・若者育成支援推進法	平成21 (2009)	いじめ防止対策推進法	平成25 (2013)
児童福祉法	昭和22 (1947)																												
<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>	<u>昭和39 (1964)</u>																												
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11 (1999)																												
児童虐待の防止に関する法律	平成12 (2000)																												
子ども・若者育成支援推進法	平成21 (2009)																												
<u>子ども・子育て支援法</u>	<u>平成24 (2012)</u>																												
<u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>	<u>平成25 (2013)</u>																												
いじめ防止対策推進法	平成25 (2013)																												
児童福祉法	昭和22 (1947)																												
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11 (1999)																												
児童虐待の防止に関する法律	平成12 (2000)																												
子ども・若者育成支援推進法	平成21 (2009)																												
いじめ防止対策推進法	平成25 (2013)																												
No.21 No.22 No.23	P.23	<p><u>あらゆる差別の撤廃に向けて、差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われないよう、広報・普及の充実を図る。</u></p>	(記載なし)																										
No.25	P.23	<p><u>ホームレスに対する偏見や差別的意識が解消されるよう、広報・普及を進める。</u></p>	<p><u>ホームレスへの偏見を高めることがないよう、広報・普及を進める。</u></p>																										
No.30	P.26	<p>保健・福祉・医療、青少年育成、教育等に従事する職員に対しては、専門知識や技術の習得のための研修を推進します。</p>	<p>保健・福祉、青少年育成、教育等に従事する職員に対しては、専門知識や技術の習得のための研修を推進します。</p>																										
No.30	P.26	<p><u>新規採用看護職員研修等で人権研修を実施する。</u></p>	(記載なし)																										

意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前
No.47	P.40	<u>市営住宅の建替え等に伴うユニバーサルデザイン仕様への変更</u> <u>住宅のバリアフリー化等環境整備の支援</u>	(記載なし)
No.50	P.43	一方、 <u>偏見や差別意識</u> は依然として解消されておらず、また、インターネット上での差別情報などの新たな問題も生じています。今後は、人権教育や人権意識の普及がより重要となっています。	一方、 <u>心理的差別</u> は依然として解消されておらず、また、インターネット上での差別情報などの新たな問題も生じています。今後は、人権教育や人権意識の普及がより重要となっています。
No.58	P.49	<u>アクセシビリティ (accessibility)</u> <u>年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。</u>	(記載なし)
No.61	P.53	自分の性別に違和感を感じている児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮の充実	<u>性別違和</u> のある児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮の充実

★:新規の施策



# 川崎市人権施策推進基本計画

## 人権かわさきイニシアチブ

～人権を尊重し、共に生きる社会をめざして～

平成27（2015）年3月

川崎市



## はじめに

人権は、誰もが生まれながらに持っている権利であり、生命や自由、平等を保障し、私たち一人ひとりの日常生活を根本から支えている大切なものです。

本市では、人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、平成 12（2000）年に「川崎市人権施策推進指針」を、平成 19（2007）年には「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してまいりました。

しかし、経済のグローバル化等がより一層進展し、社会経済システムが変化するとともに、地域における人と人とのつながりが薄くなるなど、人権を取り巻く状況が変化してきています。

こうした状況のもと、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する「川崎らしい」人権施策を推進するため、これまでの施策を基本としながら、人権関連の法律・条例の整備状況、新たな人権課題などを踏まえ、基本計画を改定しました。

計画には、人権施策を市が率先して推進することを示すため、新たに「人権かわさきイニシアチブ」というタイトルを掲げるとともに、計画の基本原則となる「前文」を導入しました。

また、「人権教育の推進」、「人権意識の普及」、「相談・救済、自立支援の充実」、「連携協働による取組の推進」という 4 つの施策の柱に、市職員が今後より一層率先して人権施策に取り組んでいくため「人権研修の充実・推進」を加え、「5 つの柱」としました。

さらに、子どもの人権や男女共同参画などの 9 項目の分野別施策に、本市が先駆的または独自に取り組んでいる「拉致問題への取組」、「性的マイノリティの人々の人権」、「自殺をめぐる問題への取組」などの施策を加え、「12 の分野別施策」としました。

川崎を、一人ひとりの人権が尊重され幸せのあふれる「最幸のまち かわさき」にするため、この基本計画に基づき、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映していくとともに、平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重しながら人権施策に取り組んでまいります。

この基本計画の策定に当たり、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27（2015）年 3 月

川崎市長 福田 紀彦

# 目次

## はじめに

### 第1部 基本的な考え方

I 前文	・・・1
II 川崎市における人権をとりまく状況	
1 国際的な取組	・・・2
2 国内の動き	・・・4
3 川崎市におけるこれまでの取組と課題	・・・6
(1) これまでの取組	・・・6
(2) 今後の課題	・・・6
III 基本計画の位置付け	・・・9
IV 計画期間	・・・9
V 基本理念	
1 国際的な視点に立った人権意識の形成	・・・10
(1) あらゆる施策への人権尊重の視点の反映	・・・10
(2) 平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進	・・・10
(3) 人権尊重教育と普及活動の推進	・・・11
2 あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止	・・・12
(1) 人権擁護の推進	・・・12
(2) 人権施策の推進体制の充実	・・・13
3 連携協働による人権施策の推進	・・・13
(1) 市民団体等との連携協働の推進	・・・13
(2) 事業者等との連携協働の推進	・・・14
VI 基本目標	
1 市民一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らすことができるまちづくり	・・・15
2 差別や偏見のない、優しさにあふれたまちづくり	・・・15
3 互いの歴史や文化を理解し、共に生きるまちづくり	・・・15
4 市民、事業者、市が共に取り組む人権尊重のまちづくり	・・・16

## 第2部 5つの柱と施策の方向

I	5つの柱	・・・17
II	施策の方向	・・・19
1	人権教育の推進	・・・19
1-1	保育園・幼稚園・学校における人権教育の推進	・・・19
(1)	人権尊重教育の推進	・・・19
(2)	多文化共生教育の推進	・・・20
(3)	相談・救済に関わる校内体制の整備	・・・21
1-2	生涯学習における人権教育の推進	・・・21
(4)	人権尊重教育の推進	・・・21
(5)	意見表明・参加がしにくい人への支援	・・・22
(6)	市民の主体的な人権学習への支援	・・・22
2	人権意識の普及	・・・23
2-1	人権意識の普及	・・・23
(7)	市民への人権意識の普及	・・・23
(8)	事業者、団体等への人権意識の普及	・・・24
2-2	事業者、団体等の普及活動への支援	・・・24
(9)	事業者、団体等による人権学習・研修への支援	・・・24
3	人権研修の充実・推進	・・・25
3-1	人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	・・・25
(10)	教職員の豊かな人権感覚の育成	・・・25
(11)	体系的な研修プログラムによる職員の育成	・・・25
3-2	より専門的な人権研修の推進	・・・26
(12)	専門分野の従事者への研修の推進	・・・26
4	相談・救済、自立支援の充実	・・・27
4-1	相談・救済、自立支援の充実	・・・27
(13)	相談・救済体制の強化	・・・27
(14)	自立支援の充実	・・・29
4-2	相談・救済、自立支援を行う団体等との連携強化	・・・30
(15)	関係団体・関係機関との連携	・・・30
5	連携協働による取組の推進	・・・31
5-1	市民、事業者の参加の促進	・・・31
(16)	市民の参加の促進	・・・31
(17)	事業者の参加の促進	・・・31

5-2 関係団体・関係機関との連携協働の促進	・・・32
(18) 市民活動への人権の視点の醸成	・・・32
(19) 関係団体・関係機関とのネットワークの強化	・・・32
(20) 関係団体への支援	・・・33

### 第3部 分野別施策

1 子どもの人権の尊重と権利保障の推進	・・・34
2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重	・・・37
3 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	・・・39
4 障害者の自立と共に生きるまちづくり	・・・41
5 同和問題への取組	・・・43
6 外国人市民の人権施策の充実	・・・45
7 住み慣れた地域で健やかに暮らせる医療体制の構築	・・・48
8 ホームレス（野宿生活者）の人権の擁護と自立支援	・・・50
9 拉致問題への取組	・・・52
10 性的マイノリティの人々の人権	・・・53
11 自殺をめぐる問題への取組	・・・55
12 様々な市民の権利の尊重と差別の撤廃	・・・57
(1) 固有の歴史・文化を持つ人々の人権	・・・57
(2) 犯罪被害者の人権	・・・57
(3) 刑を終えて出所した人の人権	・・・58
(4) 災害被害者の人権	・・・58
(5) 人身取引被害者の人権	・・・59
(6) インターネットによる人権侵害	・・・59

### 第4部 計画の推進

1 推進の経緯	・・・60
2 推進体制の充実	・・・60
(1) 庁内連絡調整組織	・・・60
(2) 施策の検討・協議組織	・・・61
(3) 関係団体・関係機関との連携	・・・61
3 進行管理	・・・61

### 施策体系図

### 資料編

## 第1部 基本的な考え方

### I 前文

昭和23（1948）年12月10日、第3回国連総会において世界人権宣言が採択されました。同宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを謳い、その後に発展する国際人権保障制度の土台を築きました。こうして、国連では、同宣言採択後、国際人権規約をはじめとして、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約などが作成されてきました。このように定立されたグローバルな人権基準は、条約ごとに設置された委員会や国連総会・人権理事会などを通じて、その実施状況を国際的に監視されるようになっていきます。世界人権宣言が謳い上げた理念は、66年たった今も継承され、さらなる制度的な発展を続けています。

日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」であり、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と定め、さらに、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守すること」を定めています。国際協調主義を掲げた憲法の下にあって、国際人権規約など日本が締結した人権諸条約は、基本的に日本の国内法としての効力を与えられており、日本の国内において、憲法とともに市民の人権を保障するものとなっています。

憲法や条約に定められた人権は私たち一人ひとりのものであり、身近なところで活かされなければ本来の意義を失ってしまいます。私たちが日常生活を営む場は例外なく地方自治体の中にあります。川崎市は、人権が尊重される社会を実現する現場の最前線としての責務を強く意識して、差別と闘う当事者や市民からの主体的な働きかけを受け止めながら、多くの人権施策に取り組んできました。

21世紀の深まりとともに、経済のグローバル化が進み、地域や職場における人と人とのつながりが希薄化し、さらに非正規雇用が増加するなど、人権に関わる新たな課題が増えてきています。こうした変容する社会情勢を受けて、人権を尊重し、共に生きる社会を築くため、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させる必要性はますます高まっています。

川崎市は、東京オリンピック・パラリンピックや川崎市制100周年を見据えて、新たな時代状況に対応するため、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する「川崎らしい」人権施策を、平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重しながら推進していくことを決意し、ここに、川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」を策定します。

## II 川崎市における人権をとりまく状況

### 1 国際的な取組

第二次世界大戦後間もない昭和23（1948）年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」の条文で始まる世界人権宣言が、国連総会において採択されました。

その後、国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約、障害者権利条約<sup>1</sup>など多くの人権条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年など国際的な取組が行われています。

また、平成7（1995）年から平成16（2004）年まで「人権教育のための国連10年」の取組が進められ、終了後に国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が決議されました。これに基づき「人権教育のための世界計画」が平成17（2005）年から平成21（2009）年の第1フェーズ行動計画や、平成22（2010）年から平成26（2014）年の第2フェーズ行動計画によりさらに進められています。

さらに、国連では人権分野への対処能力強化を目的として、平成18（2006）年に人権委員会に替えて人権理事会が創設されるとともに、UPR<sup>2</sup>の導入や国連人権高等弁務官事務所の機能強化が進められました。国際人権規約をはじめとする国際人権諸条約はそれぞれ委員会（条約機関）への報告制度<sup>3</sup>があり、日本政府に対して様々な勧告が行われています。

---

<sup>1</sup> 障害者権利条約は、障害を個人の属性と社会的障壁との相互作用と捉え、「persons with disabilities」と表記している。日本政府は、障害者権利条約署名後に障がい者制度改革推進会議のもとに作業チームを設置し、「障害」「障碍」「障がい」等の表記について検討し、平成22（2010）年に報告書を発表した。報告書では、社会的障壁としての「障害」の表記について多様な考え方があり、「現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると言わざるを得ない」ため「当面、現状の『障害』を用いる」とした。

<sup>2</sup> UPR：Universal Periodic Review（普遍的定期審査）。全ての国連加盟国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして盛り込まれた制度。国連加盟国各国は4年半で全ての国が審査される。

<sup>3</sup> 報告制度：締約国が、条約に規定された人権尊重・確保の義務をどのように履行しているかについて、自ら報告を定期的に委員会（条約機関）に提出し、それを委員会が検討する制度。

## 国際人権諸条約一覧

名称	略称等	採択年	発効年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	昭和 24 (1949)	昭和 26 (1951)	昭和 33 (1958)
難民の地位に関する条約	難民条約	昭和 26 (1951)	昭和 29 (1954)	昭和 56 (1981)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	昭和 28 (1953)	昭和 29 (1954)	昭和 30 (1955)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	昭和 40 (1965)	昭和 44 (1969)	平成 7 (1995)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権規約 (社会権規約)	昭和 41 (1966)	昭和 51 (1976)	昭和 54 (1979)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	国際人権規約 (自由権規約)	昭和 41 (1966)	昭和 51 (1976)	昭和 54 (1979)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女性差別撤廃条約	昭和 54 (1979)	昭和 56 (1981)	昭和 60 (1985)
拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	昭和 59 (1984)	昭和 62 (1987)	平成 11 (1999)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	平成元 (1989)	平成 2 (1990)	平成 6 (1994)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	平成 18 (2006)	平成 22 (2010)	平成 21 (2009)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	平成 18 (2006)	平成 20 (2008)	平成 26 (2014)

## 2 国内の動き

国は、「国際人権規約」をはじめ主要な国際人権諸条約を批准するとともに、平成8（1996）年には、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにした「人権擁護施策推進法」（5年の時限立法）を制定し、平成9（1997）年には、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、同年、「我が国の多様な文化の発展に寄与すること」を目的に「アイヌ文化振興法」を制定しました。平成20（2008）年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で採択されています。

平成12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されました。同法の規定に基づき、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められています。主なものでも、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、ハンセン病問題基本法などが挙げられます。

さらに、平成5（1993）年に国連総会で決議されたパリ原則<sup>4</sup>に沿った国内人権機関を設置することが、日本政府に対する国連人権理事会のUPR等で勧告されています。

### 主な人権関係法

分野	名称	制定年
人権全般	社会福祉法	昭和26（1951）
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12（2000）
子ども	児童福祉法	昭和22（1947）
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和39（1964）
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11（1999）
	児童虐待の防止に関する法律	平成12（2000）
	子ども・若者育成支援推進法	平成21（2009）
	子ども・子育て支援法	平成24（2012）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成25（2013）
	いじめ防止対策推進法	平成25（2013）
男女	売春防止法	昭和31（1956）
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47（1972）
	男女共同参画社会基本法	平成11（1999）

<sup>4</sup> パリ原則：「国内機構の地位に関する原則」。権限及び責任、構成並びに独立性及び多元性の保障など国内人権機関を設置する際の原則を定めたもの。



分野	名称	制定年
男女	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成12(2000)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成13(2001)
高齢者	老人福祉法	昭和38(1963)
	介護保険法	平成9(1997)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成17(2005)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18(2006)
障害者	身体障害者福祉法	昭和24(1949)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和25(1950)
	知的障害者福祉法	昭和35(1960)
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和35(1960)
	障害者基本法	昭和45(1970)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成23(2001)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成24(2012)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成25(2013)
ホームレス等	生活保護法	昭和25(1950)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成14(2002)
	生活困窮者自立支援法	平成25(2013)
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成14(2002)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成18(2006)
性的マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成15(2003)
自殺	自殺対策基本法	平成18(2006)
アイヌ民族	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成9(1997)
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	平成16(2004)
災害被害者	被災者生活再建支援法	平成10(1998)
	子ども・被災者支援法	平成24(2012)
ハンセン病回復者	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成20(2008)

### 3 川崎市におけるこれまでの取組と課題

#### (1) これまでの取組

川崎市は、関東大震災の翌年、大正13（1924）年7月1日に市制が施行され、その後、隣接町村を編入し昭和14（1939）年に現在の市域がほぼ形成されました。震災の復興後、京浜工業地帯の中核都市として、日本の近代化や経済発展を先導するとともに、戦災からの復興や公害の克服など様々な役割を果たしてきました。

なかでも、市の南部・臨海地域は、戦前より大企業とその関連企業で働くため、日本各地や、さらに朝鮮半島をはじめとする海外から多くの人に移り住み、地域に根づいて多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展してきました。

北西部の多摩丘陵部等での宅地開発や、1990年代以降、経済活動のグローバル化が進展する中でJR南武線沿いに世界的なIT関連企業や研究開発施設等が数多く立地するとともに、再開発が進んだことで、平成26（2014）年には人口が146万人を超えました。その中で、様々な国から在留資格も多様な人々が来日し、地域で生活する外国人市民も増えています。

こうした中で、川崎市は国際人権諸条約の基準に沿った人権保障を見据えながら、平成12（2000）年に「川崎市人権施策推進指針」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。分野別の人権施策についても、川崎市外国人市民代表者会議条例<sup>5</sup>、川崎市子どもの権利に関する条例<sup>6</sup>、男女平等かわさき条例<sup>7</sup>を制定し、条例の趣旨に沿って具体的・計画的に実施するための行動計画や、多文化共生社会の構築をめざす川崎市多文化共生社会推進指針<sup>8</sup>を策定しました。また、子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権侵害については、相談・救済を行うため川崎市人権オンブズパーソン条例を制定しました。

さらに、平成20（2008）年の犯罪被害者支援相談窓口の設置や平成22（2010）年の性同一性障害者相談窓口の設置、平成24（2012）年の川崎市子どもを虐待から守る条例や平成25（2013）年の川崎市自殺対策の推進に関する条例、平成26（2014）年の川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定など、着実に人権施策を推進してきました。

#### (2) 今後の課題

経済のグローバル化等が急速に進展し、社会経済システムが大きく変化するとともに、地域における連携・連帯が希薄化してきていることから、市民の生活や地域の安全が脅かされ、一人ひとりの人権が守られにくい状況も生まれています。例えば、地域社会のなかで連携がとれず、不安感を増すことが「自己防御」の強く働く要因となります。そのよう

<sup>5</sup> 川崎市外国人市民代表者会議条例：平成8（1996）年制定。

<sup>6</sup> 川崎市子どもの権利に関する条例：平成12（2000）年制定。

<sup>7</sup> 男女平等かわさき条例：平成13（2001）年制定。

<sup>8</sup> 川崎市多文化共生社会推進指針：平成17（2005）年制定。

な風潮が児童虐待をはじめ、ヘイトスピーチ<sup>9</sup>などの外国人排斥、ホームレス（野宿生活者）差別などの人権侵害を引き起こす遠因にもなっているという指摘もされています。

また、名前や顔写真などの個人情報さらされ中傷されたなど、高度情報化社会の進行に伴うインターネット等を利用した人権侵害や、リーマン・ショック以降の経済の低迷等に伴う貧困に関わる人権問題、東日本大震災により避難している方々の人権、特に放射線や放射能物質に起因する福島県民や県外避難者に対する風評被害や差別問題など、様々な市民の権利の尊重と人権問題に対する取組が必要となっています。

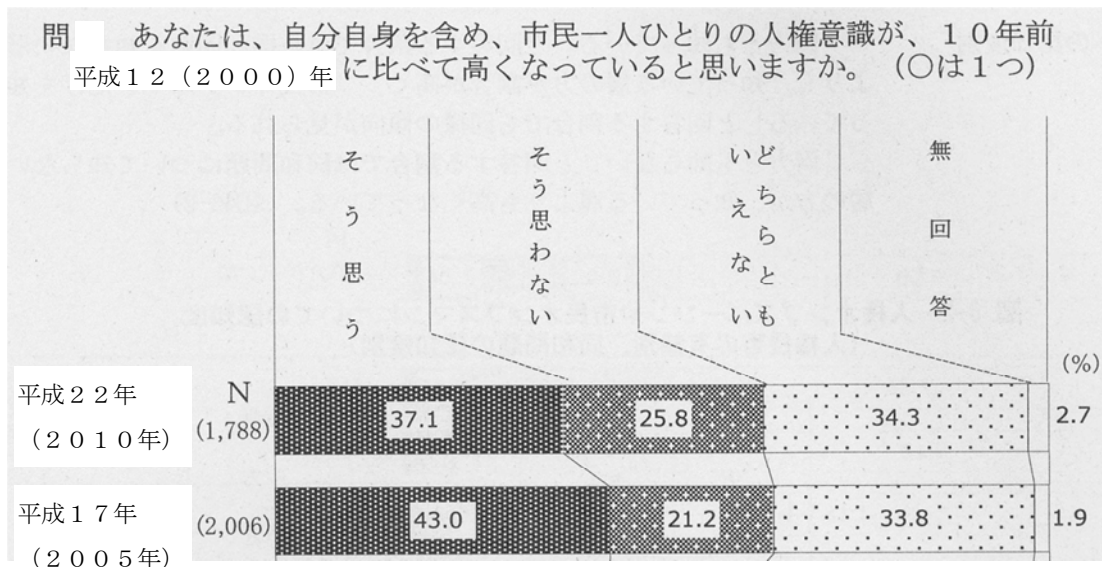
さらに、高齢者・障害者・外国人・乳幼児・妊婦等、災害時要援護者への支援問題、性同一性障害等の性的マイノリティの人々の人権、相次ぐいじめ自殺事件で社会的関心を集めた子どもの人権問題や、障害者でありかつ高齢者である場合、外国人でありかつ女性である場合など、当事者が差別を複合的に抱えることもあります。

こうしたすべての市民の身近な安全・安心な暮らしを守ることは、人権施策上からも大きな課題となっています。

#### ア 人権意識の推移について

人権施策推進基本計画に基づき人権教育や人権意識の普及を進めてきましたが、平成22（2010）年の「人権に関する市民意識調査」（外国人市民を含む満20歳以上の市内居住者を対象に、5年ごとに実施）によれば、「市民一人ひとりの人権意識が高くなっていると思う」とする割合が5年前に比べて5.9ポイント減少し、「思わない」とする割合が4.6ポイント増加しています。

今後、より一層多様な手法により人権教育や人権意識の普及を進めていくことが課題となっています。



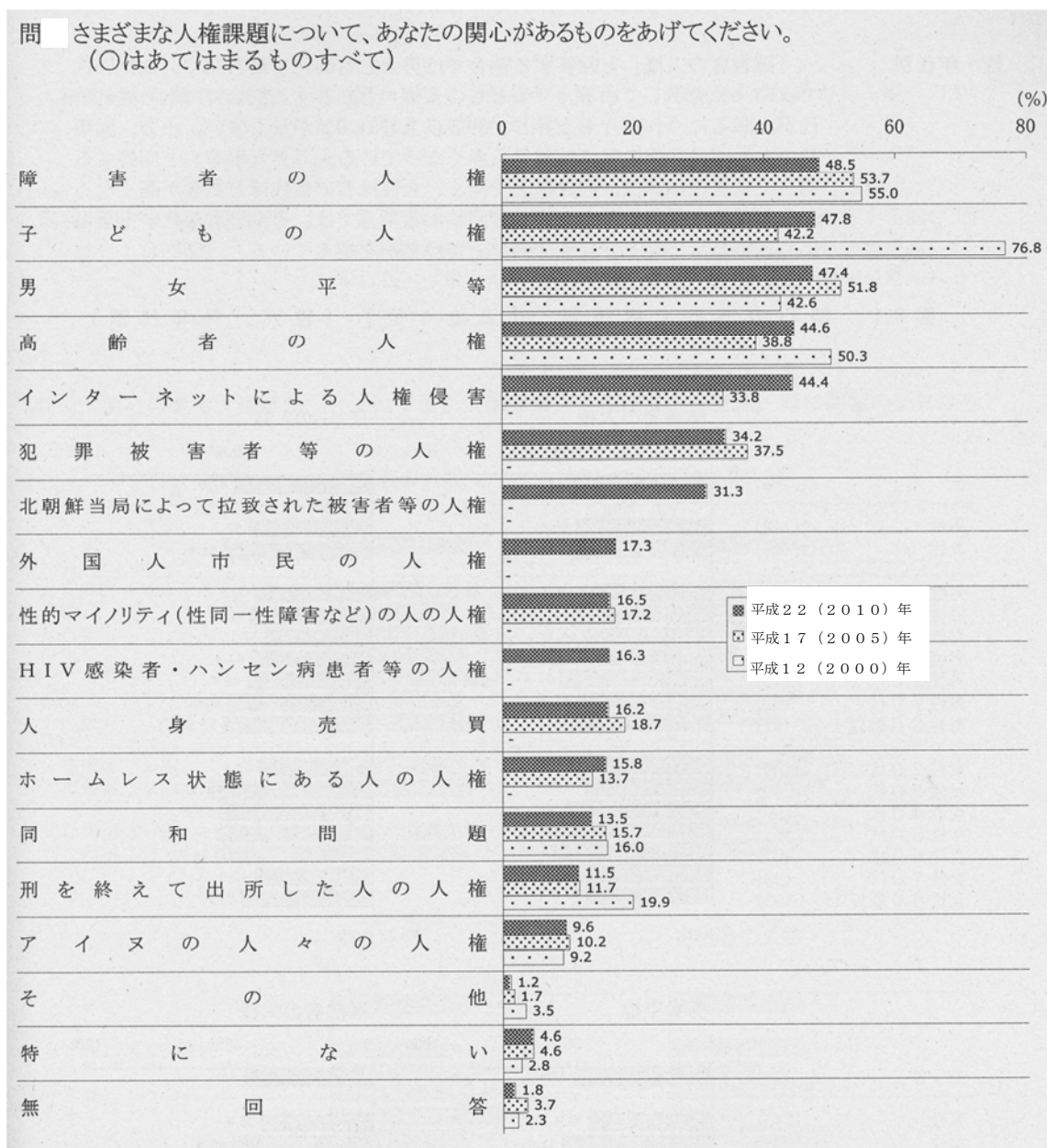
<sup>9</sup> ヘイトスピーチ (Hate Speech)：憎悪表現。人種や国籍、ジェンダーなどの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽るなどする言動を指す。少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為。国際人権規約（自由権規約）第20条第2項は「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」と定めている。

イ 人権課題について

平成22（2010）年の「人権に関する市民意識調査」によれば、市民が関心を持つ人権課題は一層多様化しています。障害者、子ども、男女平等、高齢者等の従来からの人権課題への関心が依然として高いことに加え、インターネットによる人権侵害や犯罪被害者の人権、拉致被害者の人権など新たな人権課題に対する関心も高まっています。

また、性同一性障害など性的マイノリティの人権にも一定の関心が寄せられるなど、関心は低いものの、人権問題に対する関心や理解の対象が広がっていることがうかがえます。

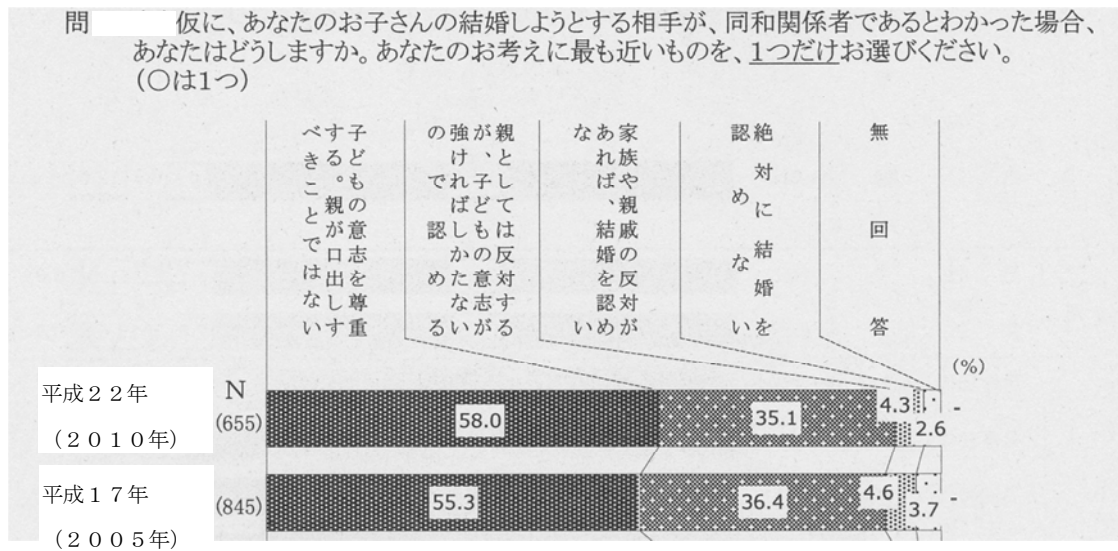
今後も、障害者、子ども、男女平等、高齢者等の人権課題に引き続き取り組むとともに、新たな人権課題に対して積極的に取り組んでいくことが課題となっています。



### ウ 同和問題<sup>10</sup>について

平成22（2010）年の「人権に関する市民意識調査」によれば、仮に自分の子どもが結婚しようとする相手が同和関係者であるとわかった場合、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたないので認める」という回答が依然として3割を超えています。

今後も、同和問題への正しい理解を図るために、人権教育や人権意識の普及を行い、市民や人権に関わる団体等と連携し協力し合いながら、問題の解決に向けて取り組んでいくことが課題となっています。



### Ⅲ 基本計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」との規定に基づく取組であり、人権に関わる分野別の条例や指針に基づく計画と整合を図りながら体系的にまとめた計画として位置付けられます。

### Ⅳ 計画期間

本計画の期間は、平成27（2015）年4月から平成38（2026）年3月までとします。ただし、社会経済状況の変化、計画の取組状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

<sup>10</sup> 同和問題：「同和地区」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常の様々な場面で差別を受ける問題。

## V 基本理念

### 1 国際的な視点に立った人権意識の形成

#### (1) あらゆる施策への人権尊重の視点の反映

昭和23（1948）年12月10日、国連総会で「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」世界人権宣言が採択されました。宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳っています。

川崎市は、平成16（2004）年に政令指定都市として初めて制定した川崎市自治基本条例で「人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される『活力とうるおいのある市民都市・川崎』の創造を目指す」ことを掲げました。

また、平成18（2006）年に全国の自治体として初めて国連グローバル・コンパクト<sup>11</sup>に署名し、参加しました。このコンパクトでは「国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重」し、「自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである」ことなどを提唱しています。平成23（2001）年には、国連グローバル・コンパクトを拡充する「人権とビジネスに関する指導原則」<sup>12</sup>が国連人権理事会で作成されています。

今後も、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックや平成36（2024）年の川崎市制100周年を見据えて、すべての人が、国籍や民族、文化、性別、障害の有無などの様々な違いを互いに認めて共生できる、恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求しながら、あらゆる施策に人権尊重の視点を一層反映させていきます。

#### (2) 平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進

川崎市では、外国人市民は共にまちづくりを担うかけがえのない一員であるとの視点から、「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置し、外国人市民の声を市政に反映させるとともに、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、市民、事業者、団体等と協働して、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」をめざしてきま

---

<sup>11</sup> 国連グローバル・コンパクト（Global Compact）：人権、労働、環境、腐敗防止の各分野において企業や団体の自発的な取組を呼びかけるプログラムで、国連が平成12（2000）年に発表した。①人権擁護の支持・尊重、②人権侵害に加担しない、③組合結成と自由と団体交渉の権利、④あらゆる形態の強制労働の排除、⑤児童労働の実効的廃止、⑥雇用と職業に関する差別撤廃、⑦環境問題への予防的アプローチの支持、⑧環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブ、⑨環境にやさしい技術の開発と普及促進、⑩あらゆる形態の腐敗防止、の10原則を掲げる。

<sup>12</sup> 人権とビジネスに関する指導原則（Guiding Principles on Business and Human Rights）：国連人権理事会が平成23（2001）年に決議した、人権とビジネスに関してすべての国と企業が尊重すべき基準。①企業を含む第三者による人権侵害から保護するという国家の義務、②人権を尊重するという企業の責任、③実効的な救済手段へのアクセスを容易にする必要性、の3本の柱から成る。

した。また、子どもや高齢者、障害者も安心して共に暮らせる地域社会づくりを進めてきました。

国籍や民族、文化の違いをはじめとして、性別、身体的能力や特徴、年齢、価値観や生き方など、人には様々な違いがあります。世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等」であり、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、政治上のその他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」としています。

「人間が平等である」ことと「個人が多様である」こと、つまり平等と多様性を同時に尊重することといえます。基本的人権を尊重するということは、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め、多様性（ダイバーシティ<sup>13</sup>）を尊重しあい、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる権利を保障していくことです。

また、これまで国際人権諸条約は、他者の支援がなくとも自己実現ができる成人を社会の標準としてきました。しかし、子どもの権利条約や障害者権利条約は、そうした考え方を大きく転換し、多様な人間によって社会が構成されていることを認め、その多様性をしっかりと尊重できるように社会のあり方を変えていくことを求める条約といえます<sup>14</sup>。

今後も、これまでの取組を土台にしながら、国際的な視点に立って、平等と多様性の尊重を推進していきます。

### （3）人権尊重教育と普及活動の推進

世界人権宣言の理念を浸透させ、人権を尊重することが当たり前であるという状態、いわゆる「人権という普遍的文化」を築くことをめざした「人権教育のための国連10年」などの国際的な流れの中で、国は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育における人権教育や、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者<sup>15</sup>に対する研修等を推進しています。

---

<sup>13</sup> ダイバーシティ（Diversity）：多様性。経済産業省は「多様な人材（性別、年齢、国籍、障がいの有無などだけでなく、キャリアや働き方などの多様性も含む）を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供する」ことを「ダイバーシティ」としている。また、大阪市は「英語の Diversity & Inclusion を略したもので、『多様性の受容』『多様性の包摂』を意味する。人としての多様な外見上の違いや内面的な違いに関わりなく、認め合い、受け入れ、共に生きることと理解される。ダイバーシティを推進することによりめざす社会とは、性別や国籍、年齢、障害の有無など外見的な違いや文化的背景や考え方、価値観など内面的な違いに関わりなく、すべての人がその個性を生かして、自分の持てる力、能力を発揮できるような社会である」としている。

<sup>14</sup> 例えば、障害者権利条約第2条は「合理的配慮」を「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義し、第5条で「締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる」と定めている。

<sup>15</sup> 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者：教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、消防職員、矯正施設・更正保護関係職員、その他の公務員等。

川崎市では人権尊重教育を教育の根幹をなす重要な柱として捉え、「川崎市外国人教育基本方針」<sup>16</sup>を制定するとともに「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、学校教育とともに市民館を中心とした社会教育の場においても人権尊重教育を着実に推進しています。

また、川崎市では、人権侵害を受けた当事者をはじめとする市民の意見を真摯に受け止めることによって、人権施策を前進させてきた歴史があります。人権意識の形成と普及を実効あるものとするために、人権の歴史や差別的な行為に至った背景及び社会的構造の認識に留まらず、他者の痛みを感じ取る力を養うことができるように、当事者を含めた市民や関係団体等と一体になった普及活動に取り組んできました。

今後も、いかなる差別や偏見も許さず、自ら人権侵害を見抜く眼をもつとともに、違いを認め尊重しあう意識の醸成をめざして指導・育成を図るとともに、学校、地域等のあらゆる機会、あらゆる場を捉えて、市民として必要な力をつける市民教育<sup>17</sup>の観点から人権尊重教育を積極的に推進していきます。

## 2 あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止

### (1) 人権擁護の推進

人権課題には、権利を主張する者どうしの衝突や、自らの行為が気づかぬうちに他者の人権を侵害してしまうようなことも考えられます。権利の擁護を進めていくには、相手の心の痛みや自らの行為の責任を十分に認識できるような取組がなければ、より一層深刻な人権侵害を生み出すこととなります。

川崎市は、国と協力し人権擁護委員による人権相談を各区役所において実施するほか、子ども、男女平等、高齢者、障害者などの各分野において、様々な相談事業を実施しています。平成14（2002）年には人権オンブズパーソンを設置し、子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権侵害について相談・救済を行っています。

子ども、高齢者、障害者などに対する虐待やいじめ、DV<sup>18</sup>、ストーカー行為<sup>19</sup>、職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント<sup>20</sup>、パワー・ハラスメント<sup>21</sup>などについて関係団体・機関と連携して相談・救済を実施していますが、人権侵害を受けた人が本来持つ権利を認

---

<sup>16</sup> 川崎市外国人教育基本方針：昭和61（1986）年に「川崎市在日外国人教育基本方針」として制定し、平成10（1998）年に「川崎市外国人教育基本方針」に改定。

<sup>17</sup> 市民教育（citizenship education）：市民が地域の活動等に積極的に参加し、相互に協力し、よりよい地域社会を築いていくために必要な力をつける教育。

<sup>18</sup> DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の頭文字。夫や恋人、パートナーなどから受ける暴力。

<sup>19</sup> ストーカー行為：同一の人に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。

<sup>20</sup> セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）：性的いやがらせ。厚生労働省の指針では、職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し減給、降格などの不利益を負わせる「対価型」と、性的な関係は要求しないものの、職場内での性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう「環境型」の二つのタイプに分けている。

<sup>21</sup> パワー・ハラスメント（Power Harassment）：職務権限を背景にした職場等でのいやがらせ。



識し、その事実や問題の解決に立ち向かう力をもてるようにエンパワメント<sup>22</sup>の視点から支援することも必要です。

また、経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域や家族のつながりの弱体化等の経済社会の構造変化の中で、貧困や社会的な孤立、自殺などの様々なリスクが高まっています。ある社会的リスクに晒され続けると、そのリスクが別のリスクに連鎖し、それがまた新たな生活困難を引き起こし、いわゆる「社会的排除」<sup>23</sup>の危険性が高まります。人権侵害を受けた人が問題を解決し自立して社会生活を営むことができるように環境を整備するなど、いわゆる「社会的包摂」<sup>24</sup>の視点から自立支援を強化していくことが求められています。

今後も、相談・救済体制を整えながら、関係団体・機関との連携協働により、人権擁護を推進していきます。

## (2) 人権施策の推進体制の充実

人権施策を総合的に推進するためには各部局間の連携・調整が必要であり、全庁的推進組織として、副市長を会長に全局・区（室）長で組織する「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を設置しています。今後さらにその機能を充実させ、各部局間の連携・調整を迅速、円滑に行い、人権施策をより一層効果的に推進します。

平成11（1999）年に設置された「かわさき人権啓発推進協議会」は、学識経験者、関係団体や市民の代表者等により、人権施策の推進を図るために必要な事項について検討・協議を行ってきましたが、協議会が基本計画の推進にあたって意見及び助言を行うことを明確にするため、平成24（2012）年に要綱を改正し、名称を「かわさき人権施策推進協議会」に変更するとともに、設置目的及び所轄事項を改めました。

今後も、人権施策を総合的に推進するため意見及び助言を行うとともに、基本計画について評価を加えながら検証を進めていきます。

## 3 連携協働による人権施策の推進

### (1) 市民団体等との連携協働の推進

川崎市は、「川崎市自治基本条例」第6条で「市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができる」と定めるとともに、第5条に自治運営の基本原則として「情報共有の原則」「参加の原則」「協働の原則」を掲げ、人権施策もこの原則を踏まえて推進されています。

情報共有の観点では、市は人権施策の進捗状況調査を毎年全庁的に実施し、その結果を取りまとめて、庁内会議やかわさき人権施策推進協議会等で報告しています。

---

<sup>22</sup> エンパワメント（empowerment）：自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信をもてるように、力を高めていくこと。

<sup>23</sup> 社会的排除：ソーシャル・エクスクルージョン（Social Exclusion）。様々なリスクが連鎖し、複合的に重なった結果として、雇用、家族、コミュニティなどの社会のあらゆる関係性から切り離され、社会とのつながりが極めて希薄になってしまうこと。

<sup>24</sup> 社会的包摂：ソーシャル・インクルージョン（Social Inclusion）。社会参加を促し保障していくこと。

参加の観点では、各区の市民館で実施している平和・人権学習や男女平等推進学習等の企画委員として公募市民が参加することや、かわさき人権施策推進協議会をはじめとする人権に関わる様々な審議会等で市民委員として公募委員が参加することを促進しています。また、平成8（1996）年に条例により設置した「川崎市外国人市民代表者会議」において、外国人市民の代表者が自らに関わる課題について調査審議し、その結果は市長に報告され、市政に反映されています。同様に子どもの施策においても、平成13（2001）年に条例により設置した「川崎市子ども会議」において、子どもが市政等について意見を表明する機会をつくるなど、子どもを含めた市民参加の場を広げています。

協働の観点では、昭和63（1988）年に、様々な差別や偏見などを受けてきた市民からの声を受けとめ、外国人と日本人との交流施設として「川崎市ふれあい館」を設置しました。また、学校における「子どもへの暴力防止プログラム」<sup>25</sup>の実施や、DV等の被害者支援にかかわるシェルターの運営者との連携・協働などの取組も広がりを見せています。

今後も、人権施策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階への市民参加を一層進めるとともに、市民、NPO<sup>26</sup>・NGO<sup>27</sup>等と協働して人権施策を推進していきます。

## （2）事業者等との連携協働の推進

川崎市は、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めていますが、より効果的かつ実行性のある取組にするためには、人権教育及び人権普及活動を間断なく実施していくことが重要です。また、人権尊重をより広がりをもった取組に発展させていくためには、「企業の社会的責任」<sup>28</sup>の視点から事業者等との連携協働を推進することが求められています。

これまでも川崎市は、事業者や関係団体と連携協働して、雇用や就労などにおける差別の解消、男女共同参画社会への取組、障害者雇用の推進等に向けて協議を行い、実績を積み上げてきました。

また、川崎市は全国の自治体として初めて「国連グローバル・コンパクト」に署名・参加するとともに、独自に「かわさきコンパクト」を定めて、参加を呼びかけてきました。これは市内で事業や活動を行う企業や市民が世界的に共有されている価値に基づいた取組を実践することで、地域課題の解決や市民の福祉向上、国際貢献につなげていくことを目指しています。

今後も、「かわさきコンパクト」への参加を呼びかけるとともに、事業者や関係団体との連携を強化し、主体的に人権尊重の取組を行うことができるよう支援の充実に努めていきます。

---

<sup>25</sup> 子どもへの暴力防止プログラム：Child Assault Prevention（CAP）。昭和53（1978）年に米国オハイオ州コロンバスのレイプ救援センターで初めて開発・実施された子どもへの暴力防止・人権教育プログラム。エンパワメント、人権意識、コミュニティの3つの理念を柱とする。

<sup>26</sup> NPO：Non Profit Organization の頭文字。非営利組織。

<sup>27</sup> NGO：Non Governmental Organization の頭文字。非政府組織。

<sup>28</sup> 企業の社会的責任：corporate social responsibility（CSR）。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

## VI 基本目標

### 1 市民一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らすことができる まちづくり

市民一人ひとりが個人として尊重されることが、生き生きと暮らすことができるまちづくりの大前提であることから、人権の尊重をあらゆる施策の基本とします。

すべての市民が様々な違いを越えて、対等な人間関係を築ける人権感覚豊かな地域社会づくりが重要であり、そのためには、市の企画する事業や地域での催しなどの様々な機会を通じ、人権意識の普及を行うことが必要と考えます。

人権の大切さを市民の共通の意識として形成し、市民一人ひとりの個性や人格を互いに尊重し、共に支えあう社会をめざします。

### 2 差別や偏見のない、優しさにあふれたまちづくり

少子・高齢化の進行、国際化の進展、情報の高度化等に伴い、インターネットによる差別的な書込みや、個人情報本人の知らないうちに社会に流出するなど新たな人権侵害や差別、偏見が発生しています。

人権の問題を一人ひとりの心の中で抱え込むのではなく、社会の問題として捉え、「差別をしない・させない」という姿勢で、傍観者から当事者への感覚を持たなければなりません。

人権を侵害する側と侵害される側といった、固定化された観念で考えるのではなく、人権侵害の芽は誰の心の中にもあることを自覚し、いかなる差別や偏見も許さない、相手の痛みを感じることでできる「優しさにあふれたまちづくり」をめざします。

### 3 互いの歴史や文化を理解し、共に生きるまちづくり

大正3（1914）年、現在の川崎区富士見に富士瓦斯紡績株式会社川崎工場が造られ、多くの沖縄出身者が移り住み、昭和29（1954）年には沖縄民俗芸能が神奈川県から無形文化財（後に無形民俗文化財）に指定されています。昭和24（1949）年に川崎競馬場が開設され、競走馬の育成に携わるアイヌ民族が川崎に移り住みました。

また、平成26（2014）年12月末現在、川崎市には約3万1千人、市人口の2%を超える外国人市民が暮らしています。戦前からの歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮人が全体の約1/4を占める一方、1980年代後半以降の地球規模での社会経済構造の変化によって、121以上の国・地域から来日した人が、市内全域に居住するようになってきました。国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍であっても外国文化を背景にもつ人々も増えています。

多様な文化的背景を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっていないという現実もあります。今後も、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」をめざします。

## 4 市民、事業者、市が共に取り組む人権尊重のまちづくり

子どもや女性、高齢者などへの虐待事件が相次いで起きています。被害者の発見や保護については、学校や相談機関、人権擁護委員、民生委員、児童委員、人権の擁護を行う NPO・NGO 等の協力により進めています。地域的かつ広域的な連携や協力の充実がさらに必要です。

また、市内の事業所における就労差別、職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の問題も、市の人権擁護推進のための重要な課題といえます。

市民の人権に関する問題は、国や自治体はもとより地域、学校、企業、団体、NPO・NGO 等との連携を通じて解決していくことが必要であり、自治体と市民が相互に支援し合うことが重要です。市民、事業者等とともに連携し、なお一層「人権尊重のまちづくり」に取り組めます。

さらに、「心のバリアフリー」<sup>29</sup>の普及を進め、マイノリティ<sup>30</sup>といわれる人々との共生を促すダイバーシティのまちづくりを進めていきます。

---

<sup>29</sup> 「心のバリアフリー」：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、高齢者や障害者等が円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけではなく、高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めることが、国民の責務として定められている。

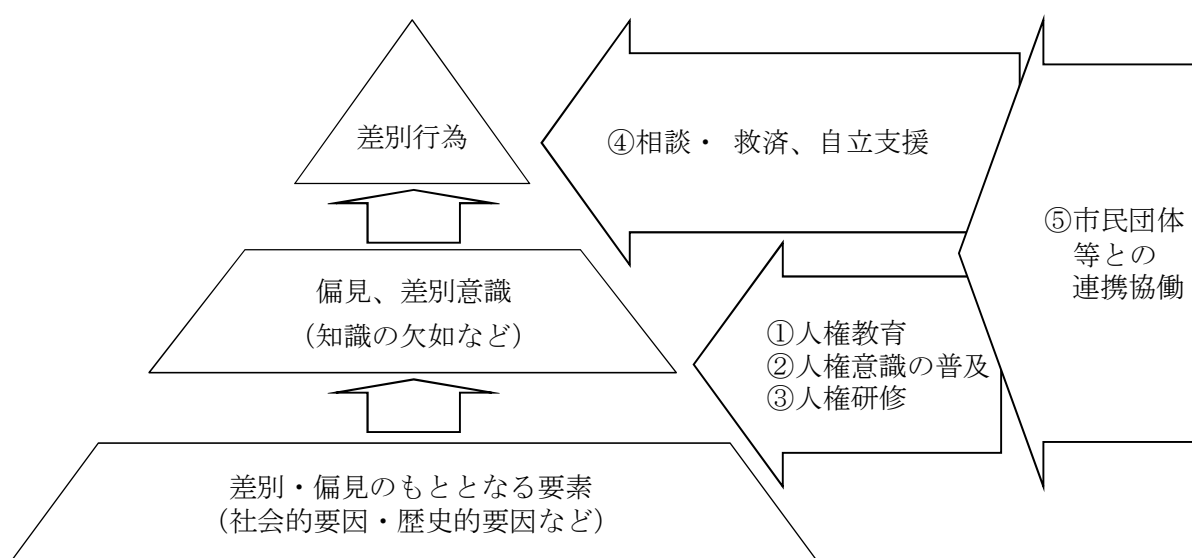
<sup>30</sup> マイノリティ (minority)：社会の中で何らかの基準、事実を理由として、差別され権利を奪われている人々。先住民や移住者など異文化とされる人々、女性、性的指向の違う同性愛者、障害者、高齢者など、社会的諸権利を奪われたり、不利を負わされている人々をさして呼ぶことが多い。

## 第2部 5つの柱と施策の方向

### I 5つの柱

分野別の人権施策は、それぞれの人権課題に応じて、個別法、個別条例等を踏まえて実施されています。これらの課題に対する共通の取組として、①人権教育を推進すること、②人権意識を普及すること、③人権研修を推進すること、④相談・救済、自立支援のための施策を充実すること、⑤それらを推進する上で市民、事業者、市が連携協働する体制を整備すること、を5つの柱として、人権施策を総合的に推進してまいります。

#### 【人権かわさきイニシアチブの推進スキーム】



#### 1 人権教育の推進

保育園・幼稚園・学校において、子どもの権利に基づき、子どもたちの自尊感情を育み、違いを認め合い、尊重し合う意識や態度の育成をめざして、発達段階に応じた人権教育を実施します。

また、社会教育として、人権を尊重し共に生きる社会をつくるため人権教育を推進するとともに、市民による学習・研修等を支援します。

## 2 人権意識の普及

市民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援します。

## 3 人権研修の充実・推進

全ての職員が、職員として求められる人権意識とは何かを学び、各業務と人権との関わりから、人権が身近な問題であることを再認識し、自身のこれまでの市民や事業者に対する接し方を振り返るとともに、職場における個々の人権が確保されているか確認できるよう、人権研修を充実します。

また、業務の性格上、人権意識が特に求められる業務に従事する職員に対しては、より専門的な人権研修の推進に努めます。

## 4 相談・救済、自立支援の充実

相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。また、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。

## 5 連携協働による取組の推進

人権施策を推進するには、市民や事業者の参画が必要であり、また、関係者が市内外で転居を繰り返す場合や、加害者が市外関係者である場合、本社機能が市外にある場合など、市民の人権問題は市域に限られたものではないため、NPO・NGO等の関係団体や国・県及び近隣自治体との広域的な連携が不可欠です。人権教育、人権意識の普及、人権研修、相談・救済、自立支援の取組を、関係機関をはじめ市民や事業者と連携協働しながら推進します。